



令和7年度

山陽小野田市こども誰でも通園制度利用者募集要項

山陽小野田市では、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様なライフスタイルにあわせた支援を行うことを目的として、保育所等に在籍していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月10時間以内の範囲で保育を行う「令和7年度施行的事業山陽小野田市こども誰でも通園制度」を実施します。

ご利用を希望される方はこの募集要項をご確認のうえ、利用申請の手続きをしてください。

1. 対象児童

次の全てを満たすお子さんが対象です。

- (1) 山陽小野田市内に現に居住していること。
- (2) 生後6か月から満3歳未満であること。

※3歳の誕生日の前日に対象外となります。

- (3) 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育に在籍していないこと。

2. 事業内容

【利用料】1時間あたりの利用料は下記のとおりです。

- ・生活保護法による被保護者世帯 0円
- ・市町村民税非課税世帯 60円
- ・要保護・要支援家庭 150円
- ・上記以外の世帯 300円

※ 利用する施設により、給食費等の実費分の支払いが発生する場合があります。

※ 利用料の支払い方法は園によって異なりますので、事前面談の際にご確認ください。

【利用時間】1人あたり月10時間まで

※ 同月内に複数施設を利用する場合、各施設での利用時間の合計が月10時間までです。

※ 1回の利用は1時間からです。1時間を超えると30分単位での利用も可能になります。

【利用時間の変更・キャンセル】

詳細はキャンセルポリシーをご確認ください。

【利用の終了】

利用中に以下のいずれかに該当となった場合は、本事業の対象外となります。(1)(2)に該当する場合は、速やかに子育て支援課にご連絡ください。

- (1) 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に入所する場合
- (2) 市外に転出する場合

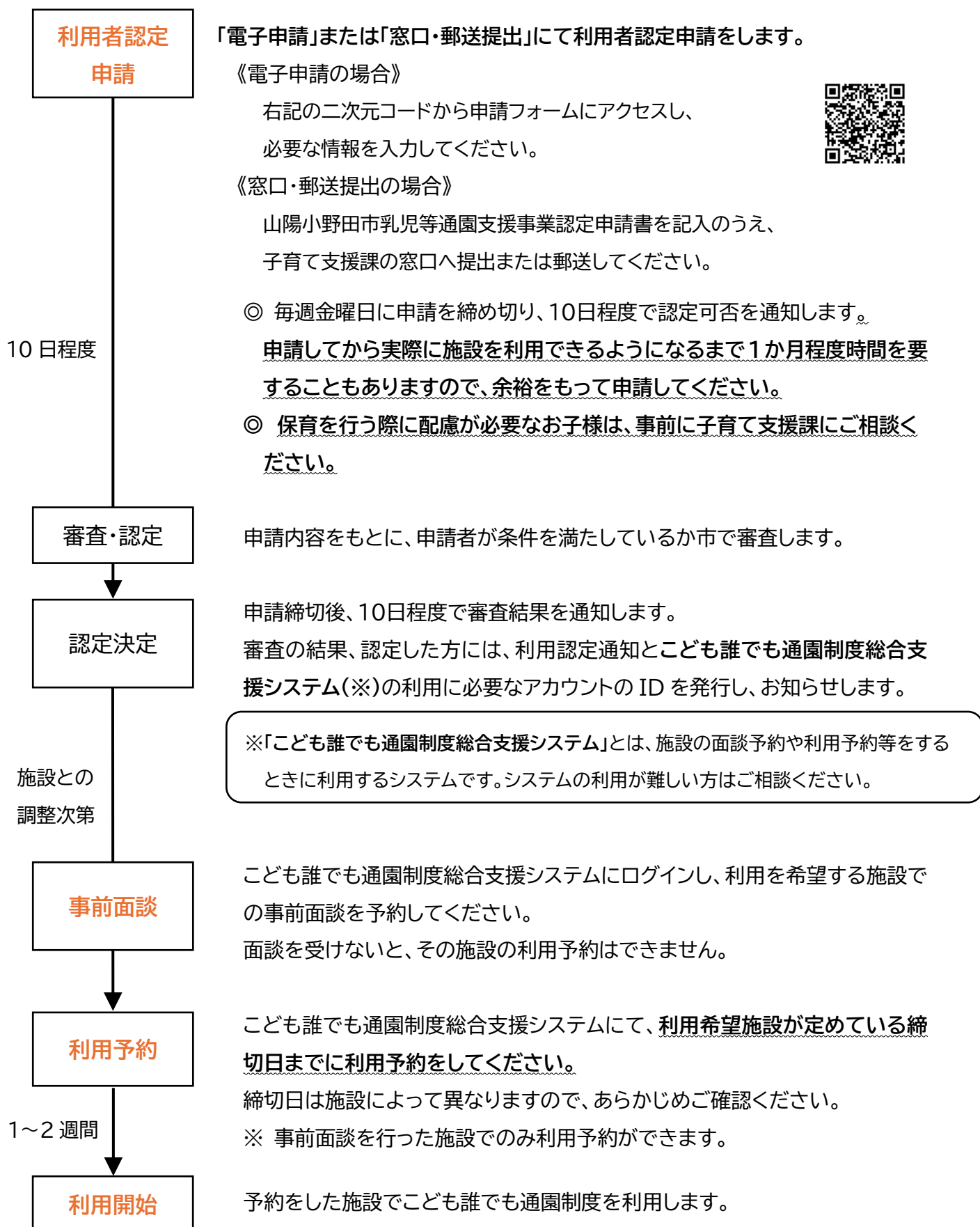
※ 令和7年度は、市外転出後に山陽小野田市の施設でこども誰でも通園制度を利用することはできません。

転出後もこども誰でも通園制度の利用を希望する場合は、転出先の自治体にご確認ください。

- (3) 3歳の誕生日の前日を迎えた場合

3. 利用の流れ

こども誰でも通園制度を利用するには事前にお手続きが必要です。下記手順に沿って、利用申請を行ってください。



4. 実施施設

令和7年度は下記の3つの施設で実施します。

施設によって実施方法や予約締切が異なりますので、事前によくご確認ください。

施設の利用についてご質問がありましたら、施設との事前面談の際にお尋ねください。

施設名称	高千帆小百合幼稚園（くし山一丁目31番1号）
電話番号	0836-84-1958
保育形態	専用室で保育を実施
受入年齢	2歳児(満3歳になるまで)
実施日	毎週金曜日 午前10時～12時 ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、行事のある日は利用できません。
予約締切	利用希望日の3日前
食事提供 食事代	園で昼食やおやつを食べたい場合は各自持参。 何度か園を利用して慣れてきたこどもには園調理の食事を提供可能。 <u>※いずれの場合も事前にご相談ください。</u> 【食事時間(目安)】おやつ・昼食:11時30分頃 【食事代】一食 300円
定員	【2歳児】 2名（1日の同時受入最大人数）
HP	https://www.takachihosayuri.com/

施設名称	認定こども園小野田めぐみ幼稚園（稲荷町3番25号）
電話番号	0836-83-3236
保育形態	在園児と合同で保育を実施
受入年齢	0歳6か月～2歳児(満3歳になるまで)
実施日	毎週月～金曜日のうち 4 日間 午前9時30分～11時30分 (実施する曜日は週によって異なりますので事前にご確認ください) ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、行事のある日は利用できません。
予約締切	利用希望日の1週間前
食事提供	提供なし
定員	【0歳6か月～2歳児】 2名（1日の同時受入最大人数）
HP	https://onoda-megumi.sakura.ne.jp/

施設名称	ねたろう保育園（桜二丁目3番21号）
電話番号	0836-71-0220
保育形態	在園児と合同で保育を実施
受入年齢	1歳児～2歳児(満3歳になるまで)
実施日	毎週月～金曜日 午前 9 時 30 分～10 時 30 分、午前 10 時～11 時 祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、行事のある日は利用できません。
予約締切	利用希望日の2週間前
食事提供	提供なし
定員	【1歳児】 2名 【2歳児】 2名 （いずれも1日の同時受入最大人数）
HP	https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/20/netarou.html

5. 認定後の変更・取り下げについて

ご住所や世帯状況等に変更が生じた場合や認定の取り下げを希望される場合は、乳児等通園支援事業利用変更取下げ申請書にご記入のうえ、子育て支援課に提出してください。

6. 問い合わせ・申請先

山陽小野田市役所子育て支援課

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号 1階7番窓口

電話 0836-82-1207

FAX 0836-82-1240